

流山市地域防災計画の見直しに係る
パブリックコメント手続 実施要領

1. 件名

流山市地域防災計画の見直しに係るパブリックコメント手続

2. 目的

本要領は、流山市地域防災計画の見直しに当たり、流山市市民参加条例第6条第1項第2号の規定によるパブリックコメント手続として、広く素案を公表し、市民等の意見を求め、提出された意見を多面的かつ総合的に検討して、制度導入に係る意思決定を行うとともに、提出された意見等に対する市の考え方を公表するものです。

3. 趣旨

流山市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び流山市防災会議条例（昭和37年流山市条例第18号）第2条の規定に基づき「流山市地域防災計画」を策定しました。

本市は東日本大震災（平成23年）を踏まえ、教訓の反映や被害想定の見直しをしましたが、令和元年台風19号（令和元年東日本台風）等による災害対策基本法等の改正を踏まえ、より実効性の高い計画を作成することが必要となりました。

また、これまで別建ての計画であった水防計画と地域防災計画の一体化を図り、より総合的かつ計画的な災害対策を整備・推進し、市民の生命・身体・財産を災害から保護し、被害を軽減することを目的とするため、地域防災計画の見直しを行います。

4. 公表する資料

- (1) 流山市地域防災計画修正概要
- (2) 流山市地域防災計画（案）
- (3) 流山市地域防災計画（案）主な修正事項

5. 意見を提出できる者

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する者
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者

6. 意見の募集期間

令和5年11月21日(火)から令和5年12月20日(水)まで 【必着】

7. 閲覧及び公表

(1) 閲覧場所

防災危機管理課（市役所第2庁舎2階）、情報公開コーナー（市役所第1庁舎2階）、各出張所、各公民館、各福祉会館、各図書館、生涯学習センター、キッコーマンアリーナ、コミュニティプラザ

(2) 公表場所

市ホームページ

8. 意見の提出方法

別紙様式（任意様式可）に、住所、事務所又は事業所若しくは学校の名称（5.（2）から（4）までに該当する場合）、氏名、電話番号を明記の上、郵便、ファクシミリ、電子メールによる提出又は直接書面を持参してください。

9. その他

- （1）意見に対する市の考え方については、市ホームページで公表します。なお、意見に対する個別回答はいたしません。
- （2）電話又は口頭による意見は、意見として扱いません。

10. 問い合わせ先及び提出先

〒270-0192

流山市平和台1丁目1番地の1

流山市役所 市民生活部 防災危機管理課

電話 04（7150）6312

FAX 04（7158）6696

電子メール seikatuanzen@city.nagareyama.chiba.jp

(別紙様式)

流山市地域防災計画の見直しに対する意見について

(宛先) 流山市長

住 所	
事務所又は事業所 若しくは学校の名称	※ 流山市外に住所を有する方は記入してください。
氏 名	
電 話 番 号	

該当箇所	意 見

○提出期限 令和5年12月20日(水)【郵送の場合は必着】

○提出方法

- (1) 直接持参 流山市役所第2庁舎2階 防災危機管理課窓口
- (2) 郵送 〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1
流山市役所 市民生活部 防災危機管理課 宛て
- (3) FAX 04-7158-6696
- (4) メールアドレス seikatuanzen@city.nagareyama.chiba.jp

意見等の公表の際、個人情報である住所・氏名は公表いたしません。